

標準内外（追加）作業方式契約に関する特約条項

（契約金額）

第1条 この契約金額は、標準内作業費（仕様書により作業項目が確定している作業）及び標準外作業費の合計金額とする。

2 標準内作業費は、確定金額とする。

3 標準外作業費は概算金額とし、この特約条項の定めるところに従い、契約履行の途中において確定するものとする。

4 甲乙協議して標準外作業費の限度額又は工数等の上限を設定することができる。

（標準外作業（費）見積書の提出）

第2条 乙は、標準作業表による点検計測作業終了後、標準外作業に必要な所要工数、部品、材料等について標準外（追加）作業（費）見積書（別紙第1）を作成し、監督官の確認を得て指定された期日までに甲に提出しなければならない。この場合において、部品、材料等について官給する旨約定のあるときは、所要の部品、材料等について官給申請を行い、官給の有無を確認のうえ、標準外（追加）作業（費）見積書を作成するものとする。

（標準外作業の実施等の通知）

第3条 甲は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書の審査の結果、標準外作業として実施するものと中止するものを区分し、これを乙に通知し又はこれにより標準外作業を実施若しくは中止するものとする。

（追加作業（費）見積書の提出）

第4条 乙は、前条の標準外（追加）作業（費）見積書提出後、更に標準外（追加）作業（費）見積書記載内容以外の作業（以下「追加作業」という。）が発生した場合は、第2条を準用し標準外（追加）作業（費）見積書を甲に提出するものとする。

（追加作業の実施等の通知）

第5条 追加作業の実施又は中止については、第3条を準用するものとする。

（契約金額の変更（確定））

第6条 甲は第2条の標準外（追加）作業（費）見積書により乙と協議のうえ当初の標準外作業費を変更（確定）する。

2 追加作業についても前項を準用する。

（官給変更に伴う契約金額の変更）

第7条 部品、材料等のうち官給の変更により、契約金額を変更する場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(計算規則の提出等)

第8条 乙は、契約締結後、速やかに乙の原価計算の実施に関する計算規則（以下「計算規則」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に提出し確認を受けるものとする。

3 乙は、原価に影響のある社内規則、制度等を新設又は変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

4 前3項は、乙が既に他の契約において当該事項に関し、甲に提出及び確認の通知をしている場合は適用しない。

(限度額等の変更)

第9条 標準外作業費の限度額又は工数等の上限が設定されている場合において、設定条件の変更により限度額又は上限を変更するときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(標準外作業（費）見積書の提出遅延)

第10条 第2条第1項に定める標準外作業（費）見積書の提出が指定された提出期限に遅延したため、契約物品の納入が納期を経過した場合は、有償の履行延期とする。